

改 正 案

現 行

<p>（地域地区）</p> <p>第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。</p> <p>一 五の二 （略）</p> <p>六 景観法（平成十六年法律第 号）第六十一条第一項の規定による景観地区</p> <p>七 十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 都市再生特別地区、特定防災街区整備地区、景観地区及び緑化地域について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 19 （略）</p> <p>20・21 （略）</p> <p>（地区計画）</p> <p>第十二条の五 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 地区整備計画においては、次に掲げる事項（市街化調整区域内において定められる地区整備計画については、建築物の容積率の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の高さの最低限度を除く</p>	<p>（地域地区）</p> <p>第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。</p> <p>一 五の二 （略）</p> <p>六 美観地区</p> <p>七 十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 都市再生特別地区、特定防災街区整備地区及び緑化地域について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 19 （略）</p> <p>20 美観地区は、市街地の美観を維持するため定める地区とする。</p> <p>21・22 （略）</p> <p>（地区計画）</p> <p>第十二条の五 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 地区整備計画においては、次に掲げる事項（市街化調整区域内において定められる地区整備計画については、建築物の容積率の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の高さの最低限度を除く</p>
--	---

。のうち、地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 (略)

二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三・四 (略)

7 (略)

(都市計画基準)

第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、地方総合開発計画、都府県総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。こ

。のうち、地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 (略)

二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物の緑化率（都市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三・四 (略)

7 (略)

(都市計画基準)

第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、地方総合開発計画、都府県総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。こ

の場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。

一〇六 略

七 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないものとする。

八〇十八 (略)

2 (略)

3 準都市計画区域について定められる都市計画は、第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画に適合するとともに、地域の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用の整序を図るため必要な事項を定めなければならない。この場合においては、当該地域における自然的環境の整備又は保全及び農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない。

一 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等地域の環境を適正に保持するように定めること。

二 (略)

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるも

の場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。

一〇六 略

七 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、美観風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないものとする。

八〇十八 (略)

2 (略)

3 準都市計画区域について定められる都市計画は、第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画に適合するとともに、地域の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用の整序を図るため必要な事項を定めなければならない。この場合においては、当該地域における自然的環境の整備又は保全及び農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない。

一 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、美観風致を維持し、公害を防止する等地域の環境を適正に保持するように定めること。

二 (略)

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く

のを除く。)、防災街区整備地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前三項に定めるもののほか、別に法律で定める。

5・6 (略)

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条
例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合
しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命
令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一、十四 (略)

2、4 (略)

5 景観行政団体(景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう

。)は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、
同法第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基
準に従い、同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての制
限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。

6 指定都市等及び事務処理市町村以外の市町村は、前三項の規定によ
り条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し
、その同意を得なければならない。

7 公有水面埋立法第二十二条第二項の告示があつた埋立地において行
う開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条第一項の免許
の条件において第一項各号に規定する事項(第四項及び第五項の条例
が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。)に関する

。)、防災街区整備地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関
する都市計画の策定に関し必要な基準は、前三項に定めるもののほか
、別に法律で定める。

5・6 (略)

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、
当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項の条例が定めら
れているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、
かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に
違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一、十四 (略)

2、4 (略)

5 景観行政団体(景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう

。)は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、
同法第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基
準に従い、同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての制
限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。

6 指定都市等及び事務処理市町村以外の市町村は、前二項の規定によ
り条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し
、その同意を得なければならない。

7 公有水面埋立法第二十二条第二項の告示があつた埋立地において行
う開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条第一項の免許
の条件において第一項各号に規定する事項(第四項の条例が定められ
ているときは、当該条例で定める事項を含む。)に関する定めがある

8| 定めがあるときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、第一項各号に規定する基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）は、当該条件に抵触しない限度において適用する。

8| (略)

7| ときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、第一項各号に規定する基準（第四項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）は、当該条件に抵触しない限度において適用する。

7| (略)

改 正 案	現 行
<p>（景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第八十五条の二 景観法（平成十六年法律第 号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物のうち、良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、市町村は、同法第二十二条及び第二十五条の規定の施行のため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第四十七条、第五十二条、第五十三条、第五十四条から第五十六条の二まで、第五十八条、第六十一条から第六十四条まで並びに第六十七条の二第一項及び第五項から第七項までの規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。</p> <p>（伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和）</p> <p>第八十五条の三 （略）</p>	<p>（伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和）</p> <p>第八十五条の二 （略）</p>

改 正 案

現 行

目次

第一章・第二章（略）

第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び

用途

第一節 第五節の二（略）

第六節 景観地区（第六十八条）

第七節 第八節（略）

第三章の二 第七章（略）

附則

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 二十（略）

二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八條第一項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地

目次

第一章・第二章（略）

第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び

用途

第一節 第五節の二（略）

第六節 美観地区（第六十八条）

第七節 第八節（略）

第三章の二 第七章（略）

附則

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 二十（略）

二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は美観地区 それぞれ、都市計画法第八條第一項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地

域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。

二十二〜三十二 (略)

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一〜三 (略)

域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。

二十二〜三十二 (略)

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一〜三 (略)

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）

、準都市計画区域（市町村長が市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第 号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2 5 7 (略)

(容積率)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項（ただし書を除く。）、前項、第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第一号イを除く。第五項において同じ。）、第六十八条の五の二第一項（第一号ロを除く。第五項において同じ。）、第六十八条の五の三（ただし書及び第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第五項において同じ。）の算定の基礎となる延べ面積に

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）

若しくは準都市計画区域（市町村長が市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴いて指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2 5 7 (略)

(容積率)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項（ただし書を除く。）、前項、第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第一号イを除く。第五項において同じ。）、第六十八条の五の二第一項（第一号ロを除く。第五項において同じ。）、第六十八条の五の三（ただし書及び第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九、第六十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九に規定するものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第五項において同じ。）の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の

は、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合において、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一）は、算入しないものとする。

4 (略)

5 第一項、第二項、次項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八条の五の二第一項、第六十八条の五の三（第一号口を除く。）
、第六十八条の五の四第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。

6 14 (略)

第六節 景観地区

(景観地区)

第六十八条 景観地区内においては、建築物の高さは、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められたときは、当該最高限度以下又は当該最低限度以上でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一）は、算入しないものとする。

4 (略)

5 第一項、第二項、次項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八条の五の二第一項、第六十八条の五の三（第一号口を除く。）
、第六十八条の五の四第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。

6 14 (略)

第六節 美観地区

(美観地区)

第六十八条 美観地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で美観の保持のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。

- 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
- 2 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものの
- 2 景観地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。
 - 一 前項第一号に掲げる建築物
 - 二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
- 3 景観地区内においては、建築物の敷地面積は、景観地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。
 - 一 第一項第一号に掲げる建築物
 - 二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものの
- 4 第五十三条の二第三項の規定は、前項の都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められ、又は変更された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十八条第三項」と読み替えるものとする。
- 5 景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）及び建築物の敷地面積の最低限度が定められている景観地区

(景觀法第七十二条第二項の景觀地区工作物制限条例で、壁面後退区域(当該壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。)における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。))の設置の制限(当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。))が定められている区域に限る。)内の建築物で、当該景觀地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十六条の規定は、適用しない。

6 第四十四条第二項の規定は、第一項第二号、第二項第二号又は第三項第二号の規定による許可をする場合に準用する。

(都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限)
第六十八条の九 (略)

2 景觀法第七十四条第一項の準景觀地区内においては、市町村は、良好な景觀の保全を図るため必要があるときは、政令で定める基準に従い、条例で、建築物の高さ、壁面の位置その他の建築物の構造又は敷地に関して必要な制限を定めることができる。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 (略)

2・3 (略)

4 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その

(都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限)
第六十八条の九 (略)

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 (略)

2・3 (略)

4 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その

他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項及び第二項、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二並びに第三十五条の三の規定並びに第三章の規定は、適用しない。

(景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和)

第八十五条の二 景観法第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物のうち良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、市町村は、同法第二十二條及び第二十五条の規定の施行のため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第四十七条、第五十二条、第五十三条、第五十四条から第五十六条の二まで、第五十八条、第六十一条から第六十四条まで、第六十七条の二第一項及び第五項から第七項まで並びに第六十八条第一項及び第二項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。

(用途の変更に対するこの法律の準用)

第八十七条 (略)

2 建築物(次項の建築物を除く。)の用途を変更する場合においては、第四十八条第一項から第十二項まで、第五十一条及び第六十条の二、第三項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項及び第五項並びに第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定を準用する。

他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項及び第二項、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二並びに第三十五条の三の規定並びに第三章(第六節を除く。)の規定は、適用しない。

(景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和)

第八十五条の二 景観法(平成十六年法律第 号)第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物のうち良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、市町村は、同法第二十二條及び第二十五条の規定の施行のため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第四十七条、第五十二条、第五十三条、第五十四条から第五十六条の二まで、第五十八条、第六十一条から第六十四条まで並びに第六十七条の二第一項及び第五項から第七項までの規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。

(用途の変更に対するこの法律の準用)

第八十七条 (略)

2 建築物(次項の建築物を除く。)の用途を変更する場合においては、第四十八条第一項から第十二項まで、第五十一条及び第六十条の二、第三項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項及び第五項並びに第六十八条の九の規定に基づく条例の規定を準用する。

3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十二項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三條の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、次の各号のいずれかに該当する場合は除き、これらの規定を準用する。

一〜三 (略)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

五 第十九条、第二十条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、第二十八条の二、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十二条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十四条第二項、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十七条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第四十三条第一項、第四十四条、第四十七条、第五十二条第一項、第二項若しくは第六項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十三条の二第一項(第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十

3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十二項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三條の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、次の各号のいずれかに該当する場合は除き、これらの規定を準用する。

一〜三 (略)

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

五 第十九条、第二十条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、第二十八条の二、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十二条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十四条第二項、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十七条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第四十三条第一項、第四十四条、第四十七条、第五十二条第一項、第二項若しくは第六項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十三条の二第一項(第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十

六条の二第一項、第五十七条の二第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十一条から第六十四条まで、第六十六条、第六十七条の二第一項、第三項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八條第一項から第三項までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

六〇十四 (略)

2 (略)

第三百三条 第三十九条第二項、第四十条若しくは第四十三条第二項（第八十七条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十三条の二（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九條第一項（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八條の二第一項（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八條の九第一項（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十八條の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

六条の二第一項、第五十七条の二第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十一条から第六十四条まで、第六十六条又は第六十七條の二第一項、第三項若しくは第五項から第七項までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

六〇十四 (略)

2 (略)

第三百三条 第三十九条第二項、第四十条若しくは第四十三条第二項（第八十七条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十三条の二（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九條第一項（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八條の二第一項（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八條の九第一項（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八條の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

改 正 案

現 行

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	広告物等の制限（第三条—第六条）
第三章	監督（第七条・第八条）
第四章	屋外広告業
第一節	屋外広告業の登録等（第九条—第十一条）
第二節	登録試験機関（第十二条—第二十五条）
第五章	雑則（第二十六条—第二十九条）
第六章	罰則（第三十条—第三十四条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

（目的）

第一条 この法律は、美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所及び方法並びに屋外広告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行なう営業をいう。

（広告物等の制限）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風

第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 三 (略)

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 六 (略)

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 三 (略)

四 景観法(平成十六年法律第 号)第十九条第一

項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3

都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広

致を維持するために必要があると認めるときは、市(都の特別区を含む。)及び人口五千以上の市街的町村の区域について、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を制限することができる。

2 前項に規定する市街的町村は、当該都道府県の条例で定める。

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限することができる。

一 三 (略)

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、美観風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 六 (略)

2 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる物件に広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限することができる。

一 三 (略)

四 前各号に掲げるものの外、当該都道府県が特に指定する物件

告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならぬとする。その他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第三章 監督

第五条 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、広告物及びこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について禁止又は制限をすることができる。

第六条 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限することができる。

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確認することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づ

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、前四条の規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくはこれに違反する広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの除却その他美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確認することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。但し、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物がはり紙であるときは、その違反に係るはり紙をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり紙が、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにかかわらず、はることを禁止された場所にははられていないとき、条例で定める行政庁の許可を受けるべき場合に明らかに該当すると認められるにかかわらず、その許可を受けないではられていないとき、その他そのはり紙が第三条から第五条までの規定に基づく条例に明らかに違反してはられていないと認められるときに限る。

4 都道府県知事は、前四条の規定に基づく条例に違反し

く条例（以下この条において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、「広告旗」（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められていない場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかとなるとき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならぬ。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙であ

た広告物がはり札（ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。以下この項において同じ。）又は立看板（木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり札又は立看板をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり札又は立看板が表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかとなつて、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにかかわらず、表示することを禁止された場所に表示されているとき、条例で定める行政庁の許可を受けるべき場合に明らかに該当すると認められるにかかわらず、その許可を受けないで表示されているとき、その他そのはり札又は立看板が前四条の規定に基づく条例に明らかに違反して表示されていると認められるときに限る。

る場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができぬ。

1 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間
2 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間

3 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに

規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第四章 屋外広告業

第一節 屋外広告業の登録等

（屋外広告業の登録）

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

（屋外広告業の届出）

第八条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事に氏名又は名称、営業所の名称及び所在地その他必要な事項を届け出なければならないものとすることができる。

（講習会修了者等の設置）

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、屋外広告業について、営業所ごとに広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行なう講習会の課程を修了した者又はこれと同等以上の知識を有するものとして条例で定める者（以下「講習会修了者等」という。）が置かれていなければならないものとすることができる。

2 都道府県知事は、条例で定めるところにより、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し、期間を定めて、講

習会修了者等を置くべきことを命ずることができる。

第十條 都道府県は、前條の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 登録の有効期間に関する事項
 - 二 登録の要件に関する事項
 - 三 業務主任者の選任に関する事項
 - 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
 - 五 その他登録制度に関し必要な事項
- 2) 前條の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従つて定めなければならない。
- 一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。
 - 二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。
 - イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
 - ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者
 - ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない
未成年者でその法定代理人がイからニまでのい
ずれかに該当するもの

ヘ 法人でその役員のうちイからニまでのい
ずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に
関する事項は、登録を受けようとする者にあつては
営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者
となるべき者を選任するものとし、登録を受け
た者にあつては当該業務主任者に広告物の表示
及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守
その他当該営業所における業務の適正な実施
を確保するため必要な業務を行わせるもの
とする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録
試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出
物件の設置に必要な知識について行う試験に
合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に
関し必要な知識を修得させることを目的
として都道府県が行う講習会の課程を
修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の
知識を有するものとして条例で定める者

四

前項第四号の登録の取消し又は営業の
全部若しくは一部の停止に関する事項は、
登録を受けた者が次のいずれかに
該当するときは、その登録を取消し、
又は六月以内の期間を定めてその
営業の全部若しくは一部の停止を
命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の
登録を受けたとき

ロ 第二号ロ又はニからトまでのい
ずれかに該当することとなつたとき

ハ この法律に基づく条例又はこれに
基づく処分に違

反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)
第十一条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第二節 登録試験機関

(登録)

第十二条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第十条第二項第三号イの規定による登録を受けることができない。
一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
三 その役員のうち、第一号に該当する者があること。

(登録の基準)

第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合していると

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)
第十条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

第十一条 削除

きは、第十条第二項第三号イの規定による登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

三 債務超過の状態にないこと。

（登録の公示等）

第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（役員を選任及び解任）

第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第十七条 登録試験機関は、第十四条第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第十八条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2) 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第十九条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2) 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。

次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第二十一条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第二十二条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十四条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二十三条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確

保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に
対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又は
その職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事
務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査
させることができる。

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を
示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、こ
れを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のた
めに認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十四条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受け
なければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止
してはならない。

2| 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは
、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第二十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十三条第
一号又は第三号に該当するに至つたときは、当該登録試
験機関の登録を取り消さなければならない。

2| 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれか
に該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登
録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しく
は一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二項、第十六条、第十七条、第二十条第
一項、第二十一条又は前条第一項の規定に違反したと
き。

二 正当な理由がないのに第二十条第二項各号の規定に
よる請求を拒んだとき。

三 第十九条第一項の規定による認可を受けた試験事務
規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により第十条第二項第三号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(特別区の特例)

第二十六条 (略)

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条までに第七条又は第八条の規定に基づき、第三条から第五条までに定める事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村（指定都市及び中核市

(特別区の特例)

第十二条 (略)

(大都市等の特例)

第十三条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）において、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第二十九条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第六章 罰則

第三十条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第二十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第二十四条第一項の規定による許可を受けずに、試験事務の全部を廃止したとき。

第三十三条 第二十条第一項の規定に違反して財務諸表等

を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十四条 第三条から第五条まで及び第七条第一項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

別表（第十四条関係）

科目	試験委員
一 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目 二 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 一 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職

（罰則）

第十四条 第三条から第八条まで及び第九条第二項の規定に基づく条例には、罰金のみを科する規定を設けることができる。

（適用上の注意）

第十五条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人權を不当に侵害しないように留意しなければならない。

<p>三 広告物及び掲出物件の 設計及び施工に関する科 目</p>	
<p>二 前号に掲げる者と同等 以上の知識及び経験を有 する者</p> <p>一 大学において建築学を 担当する教授若しくは助 教授の職にあり、又はこ れらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等 以上の知識及び経験を有 する者</p>	<p>二 前号に掲げる者と同等 以上の知識及び経験を有 する者</p> <p>一 大学において建築学を 担当する教授若しくは助 教授の職にあり、又はこ れらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等 以上の知識及び経験を有 する者</p>

改正案	現行
<p>（広告物の表示等の禁止）</p> <p>第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>（広告物の表示等の禁止）</p> <p>第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、美観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p>

改 正 案

現 行

（都市開発資金の貸付け）

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

2・3 （略）

4 国は、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に関し地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金（第一号又は第三号から第六号までに掲げる貸付けにあつては、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内）を貸し付けることができる。

一（四）（略）

五 施行地区の全部又は一部が景観計画区域（景観法（平成十六年法律第 号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。

以下この号において同じ。）に含まれる土地区画整理事業で、施行地区の面積（施行地区の一部が景観計画区域に含まれるものにあつては、施行地区の面積及び施行地区内の景観計画区域の面積。次号において同じ。）、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者又は土地区画整理組合に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のもに充てるための無利子の資金の貸付け

六 土地区画整理事業（第一号又は前三号に掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）の施行者（土地区

（都市開発資金の貸付け）

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

2・3 （略）

4 国は、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に関し地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金（第一号又は第三号から第五号までに掲げる貸付けにあつては、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内）を貸し付けることができる。

一（四）（略）

五 土地区画整理事業（第一号、第三号又は前号に掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）の施行者（

画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この号において同じ。)が、保留地(同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかつた場合において、施行者又は施行者である土地区画整理組合の組合員が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

(利率、償還方法等)

第二条 (略)

2 前条第三項の規定による貸付金、同条第四項の規定による貸付金のうち同項第一号若しくは第三号から第六号までの貸付金に係るもの及び同条第五項又は第八項の規定による貸付金は、無利子とする。

3・4 (略)

5 前条第四項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間、償還方法及び償還期限は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄、償還方法の欄及び償還期限の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	償還期間	据置期間	償還方法	償還期限
一	前条第四項第一号又は第三号から第五号までの貸付金		八年以内(据置期間を含む)	六年以内	均等半年賦償還	土地区画整理法第九条第三項又は第二十一条

土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この号において同じ。)が、保留地(同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかつた場合において、施行者又は施行者である土地区画整理組合の組合員が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

(利率、償還方法等)

第二条 (略)

2 前条第三項の規定による貸付金、同条第四項の規定による貸付金のうち同項第一号若しくは第三号から第五号までの貸付金に係るもの、同条第五項又は第八項の規定による貸付金は、無利子とする。

3・4 (略)

5 前条第四項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間、償還方法及び償還期限は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄、償還方法の欄及び償還期限の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	償還期間	据置期間	償還方法	償還期限
一	前条第四項第一号、第三号又は第四号の貸付金(二の)		八年以内(据置期間を含む)	六年以内	均等半年賦償還	土地区画整理法第九条第三項又は第二十一条

五	(略)		二	
前条第四項第六号の貸付金	(略)	前条第四項第一号又は第三号から第五号までの貸付金のうち土地区画整理法第十四条第二項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものに関するもの	前条第四項第一号又は第三号から第五号までの貸付金のうち土地区画整理法第十四条第二項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものに関するもの	(二の項に掲げるものを除く。)
二十五年以内	(略)		十年以内(据置期間を含む。)	
十年以内	(略)		八年以内	
均等半年賦償還	(略)		均等半年賦償還	
(略)	(略)			第三項の公告があつた日の翌日から起算して十年以内
				土地区画整理法第二十条第四項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十二年以内

五	(略)		二	
前条第四項第五号の貸付金	(略)	前条第四項第一号、第三号又は第四号の貸付金のうち土地区画整理法第十四条第二項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものに関するもの	前条第四項第一号、第三号又は第四号の貸付金のうち土地区画整理法第十四条第二項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものに関するもの	項に掲げるものを除く。)
二十五年以内	(略)		十年以内(据置期間を含む。)	
十年以内	(略)		八年以内	
均等半年賦償還	(略)		均等半年賦償還	
(略)	(略)			第三項の公告があつた日の翌日から起算して十年以内
				土地区画整理法第二十条第四項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十二年以内



改正案	現行
<p>(沿道地区計画) 第九条 (略) 2 5 (略)</p> <p>6 沿道地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、沿道地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築物の沿道整備道路に係る間口率（建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度、建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>三・四 (略)</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>(沿道地区計画) 第九条 (略) 2 5 (略)</p> <p>6 沿道地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、沿道地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築物の沿道整備道路に係る間口率（建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度、建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、建築物等の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>三・四 (略)</p> <p>7・8 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(集落地区計画) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 集落地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、集落地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略) 二 建築物等の用途の制限、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの 三・四 (略) 5・6 (略)</p>	<p>(集落地区計画) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 集落地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、集落地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略) 二 建築物等の用途の制限、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物等の高さの最高限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの 三・四 (略) 5・6 (略)</p>

改 正 案

現 行

（防災街区整備地区計画）

第三十二条（略）

（防災街区整備地区計画）

第三十二条（略）

2（略）

2（略）

3 特定建築物地区整備計画においては、その区域及び建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物の特定地区防災施設に係る間口率（建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。次項第二号において同じ。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるものうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

4 防災街区整備地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

3 特定建築物地区整備計画においては、その区域及び建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物の特定地区防災施設に係る間口率（建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。次項第二号において同じ。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるものうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

4 防災街区整備地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一（略）

一（略）

二 建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物等の高さの最高
限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高
限度又は最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面
積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域にお
ける工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の
制限、建築物の緑化率の最低限度その他建築物等に関する事項で政
令で定めるもの

三・四 (略)

5・6 (略)

二 建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物等の高さの最高
限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高
限度又は最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面
積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域にお
ける工作物の設置の制限、建築物の緑化率の最低限度その他建築物
等に関する事項で政令で定めるもの

三・四 (略)

5・6 (略)

○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）（第十条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定</p> <p>イ 略</p> <p>又 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十一条第一項（同法第五十八条第二項並びに景観法（平成十六年法律第 号）第七十三条第二項及び第七十五条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>ルカ 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定</p> <p>イ 略</p> <p>又 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十一条第一項（同法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>ルカ 略</p>

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（景観法の特例）</p> <p>第百十五条の二十二 景観法（平成十六年法律第 号）第十六条第一項、第二十二條第一項本文及び第三十一條第一項本文の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。</p>	

改正案	現行
<p>（景観法の特例） 第百十五条の二十二（略）</p> <p>2 景観法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。</p> <p>3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が行う破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築等（景観法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。）若しくはは応急仮設工作物の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。）若しくは設置については、同法第七十七条第一項、第三項本文及び第四項の規定を準用する。</p> <p>この場合において、同条第三項本文中「その工事を完了した後三月を超えて」とあるのは、「自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」と、「その超えることとなる日前に、市町村長の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに市町村長に申請し、その許可」と読み替えるものとする。</p>	<p>（景観法の特例） 第百十五条の二十二（略）</p>

○ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四百二十二号）（抄）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保存樹等の指定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、次の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 景観法（平成十六年法律第 号）第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木</p> <p>四 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前三号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>（保存樹等の指定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、次の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前二号に掲げるもの以外のもの</p>

改 正 案	現 行
<p>（開発行為の許可の基準の特例）</p> <p>第七条の八 市街地再開発促進区域内における都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（第七条の四第一項の許可に係る建築物の建築又は建築基準法第五十九条第一項第二号若しくは第三号に該当する建築物の建築に係るものを除く。）については、都市計画法第二十九条第一項第一号の規定は適用せず、同法第三十三条第一項中「基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）」とあるのは、「基準（第二十九条第一項第一号の政令で定める規模未満の開発行為にあつては第二号から第十四号までに規定する基準、第二十九条第一項第一号の政令で定める規模以上の開発行為にあつては第二号（貯水施設に係る部分を除く。）に規定する基準を除き、第四項及び第五項の条例が定められているときは当該条例で定める制限を含む。）」及び市街地再開発促進区域に関する都市計画」と読み替えて、同条の規定を適用する。</p>	<p>（開発行為の許可の基準の特例）</p> <p>第七条の八 市街地再開発促進区域内における都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（第七条の四第一項の許可に係る建築物の建築又は建築基準法第五十九条第一項第二号若しくは第三号に該当する建築物の建築に係るものを除く。）については、都市計画法第二十九条第一項第一号の規定は適用せず、同法第三十三条第一項中「基準（第四項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）」とあるのは、「基準（第二十九条第一項第一号の政令で定める規模未満の開発行為にあつては第二号から第十四号までに規定する基準、第二十九条第一項第一号の政令で定める規模以上の開発行為にあつては第二号（貯水施設に係る部分を除く。）に規定する基準を除き、第四項の条例が定められているときは当該条例で定める制限を含む。）」及び市街地再開発促進区域に関する都市計画」と読み替えて、同条の規定を適用する。</p>

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（集落農業振興地域整備計画及び景観農業振興地域整備計画） 第十三条の六 第八条第一項の市町村は、同条に定める農業振興地域整備計画のほか、別に法律で定めるところにより集落農業振興地域整備計画及び景観農業振興地域整備計画を定めることができる。</p>	<p>（集落農業振興地域整備計画） 第十三条の六 第八条第一項の市町村は、同条に定める農業振興地域整備計画のほか、別に法律で定めるところにより集落農業振興地域整備計画を定めることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法（平成十六年法律第 号）第八條第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八條の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四條第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三條第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六條第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。</p> <p>4 8（略）</p> <p>（緑化率）</p> <p>第三十五條 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緑化地域内の高度利用地区（壁面の位置の制限が定められているものに限る。）、特定街区（都市計画法第八條第一項第四号に掲げる特定街区をいう。以下同じ。）<u>都市再生特別地区又は壁面の位置の制限が定められている同条第一項第六号に掲げ</u></p>	<p>（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八條の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四條第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三條第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六條第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。</p> <p>4 8（略）</p> <p>（緑化率）</p> <p>第三十五條 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緑化地域内の高度利用地区（壁面の位置の制限が定められているものに限る。）、特定街区（都市計画法第八條第一項第四号に掲げる特定街区をいう。以下同じ。）<u>又は都市再生特別地区（以下この項において「高度利用地区等」という。）の区域内</u></p>

る景観地区（以下この項において「高度利用地区等」という。）の区域内において前項前段に規定する建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上とし、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3
・4
略

5 | 3
第二項の規定は、景観地区（都市計画法第八条第一項第六号に掲げる景観地区をいい、壁面の位置の制限が定められているものに限る。次項において同じ。）内の建築基準法第六十八条第二項各号に掲げる建築物については、適用しない。

6 | 一から建築基準法第五十三条第三項又は第四項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値が前条第一項の規定により都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度を下回る建築物（高層住居誘導地区、高度利用地区、特定街区又は都市再生特別地区（以下この条において「高層住居誘導地区等」という。）の区域内の建築物を除く。）の緑化率は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、景観地区内の建築物（前項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）以外の建築物にあつては当該一から建築基準法第五十三条第三項又は第四項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値以上でなければならず、景観地区内の建築物にあつては当該数値以上であり、かつ、第二項の規定により市町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上でなければならない。

7
・9
略

において前項前段に規定する建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上とし、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3
・4
略

5 | 一から建築基準法第五十三条第三項又は第四項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値が前条第一項の規定により都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度を下回る建築物（高層住居誘導地区、高度利用地区、特定街区又は都市再生特別地区（以下この条において「高層住居誘導地区等」という。）の区域内の建築物を除く。）の緑化率は、第一項の規定にかかわらず、当該一から建築基準法第五十三条第三項又は第四項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値以上でなければならない。

6
・8
略

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（趣旨）

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び景観法（平成十六年法律第 号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

（景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に
応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間
を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である
住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観
の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず
、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長するこ
とができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更
に延長しようとするときも、同様とする。

（趣旨）

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

○ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（認定建築物の容積率の特例）

第八条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第一号イを除く。）、第六十八条の五の二第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の三（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第五項に定めるもののほか、計画の認定を受けた計画（第七条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定建築物」という。）の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるもので政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（認定建築物の容積率の特例）

第八条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第一号イを除く。）、第六十八条の五の二第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の三（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第五項に定めるもののほか、計画の認定を受けた計画（第七条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定建築物」という。）の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるもので政令で定める床面積は、算入しないものとする。

○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次	目次
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 構造改革特別区域基本方針（第三条）	第二章 構造改革特別区域基本方針（第三条）
第三章 構造改革特別区域計画の認定等（第四条―第十条）	第三章 構造改革特別区域計画の認定等（第四条―第十条）
第四章 法律の特例に関する措置（第十一条―第三十一条）	第四章 法律の特例に関する措置（第十一条―第三十二条）
第五章 構造改革特別区域推進本部（第三十二条―第四十一条）	第五章 構造改革特別区域推進本部（第三十三条―第四十二条）
第六章 雑則（第四十二条―第四十四条）	第六章 雑則（第四十三条―第四十五条）
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条（略）	第二条（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 この法律（第三十八条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第三項及び第六項、第十六条第一項並びに第十七条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。	4 この法律（第三十九条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第三項及び第六項、第十六条第一項並びに第十七条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。
（報告の徴収） 第七条 内閣総理大臣は、第四条第八項の規定による認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第二十七条を除き、以下「認定」という。）を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画（前条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状	（報告の徴収） 第七条 内閣総理大臣は、第四条第八項の規定による認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第二十八条を除き、以下「認定」という。）を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画（前条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状

2 況について報告を求めることができる。
(略)

2 況について報告を求めることができる。
(略)

(屋外広告物法の特例)

第十八条 都道府県が、その設定する構造改革特別区域の全部又は相当部分が屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第四条第一項第一号又は第二号に掲げる地域又は場所である場合における当該構造改革特別区域について、同法第三条から第六条までの規定に基づく条例(以下この条及び別表第八号において「屋外広告物条例」という。)に違反した屋外広告物(同法第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下この条及び別表第八号において同じ。)の表示の状況又は屋外広告物条例に違反した屋外広告物を掲出する物件の設置の状況その他の事情に照らし、美観風致を維持するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第七条第四項ただし書中「表示されてから相当の期間を経過し、かつ管理されずに」とあるのは、「管理されずに」とする。この場合において、同法第十二条及び第十三条中「この法律」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定により読み替えて適用するこの法律」と、同法第十五条中「この法律及び」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により読み替えて適用するこの法律及び」とする。

2 前項の規定による認定の日以後は、都道府県知事は、屋外広告物法第七条第二項から第四項まで及び前項の規定によるもののほか、屋外広告物条例に違反した屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件が、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する屋外広告物(同法第七条第四項に規定するはり札を除く。以下この条において「はり札類

(港湾法等の特例)

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾に限る。以下この条において同じ。）において、特定埠頭（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設をいう。以下この条において同じ。）

(港湾法等の特例)

第十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾に限る。以下この条において同じ。）において、特定埠頭（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設をいう。以下この条において同じ。）

3 屋外広告物法第十二条及び第十五条の規定は前項の場合について準用する。

「一」という。）容易に移動させることができる状態で立てられ、若しくは容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。以下この条において「広告旗」という。）又は容易に移動させることができる状態で立てられ、若しくは工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件（これらを支える台を含み、同項に規定する立看板を除く。以下この条において「立看板類」という。）であるときは、その違反に係るはり札類、広告旗又は立看板類を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり札類、広告旗又は立看板類が、管理されずに放置されていることが明らかであつて、屋外広告物条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され、又は設置されているとき、屋外広告物条例で定める行政庁の許可を受けるべき場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され、又は設置されているとき、その他屋外広告物条例に明らかに違反して表示され、又は設置されていると認められるときに限る。

の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条及び別表第八号において「特定埠頭運営効率化推進事業」という。）のうち、当該港湾の港湾管理者（同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下この条において同じ。）が当該港湾の港湾計画（同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。）に適合することその他の国土交通省令で定める要件に該当するものと認めたる者（以下この条において「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。）である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。

2 6 (略)

(地方公務員法の特例)

第十九条 (略)

2 6 (略)

(出入国管理及び難民認定法の特例)

第二十条 (略)

2 5 (略)

第二十一条 (略)

2 3 (略)

(農地法の特例)

第二十二條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別

の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条及び別表第九号において「特定埠頭運営効率化推進事業」という。）のうち、当該港湾の港湾管理者（同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下この条において同じ。）が当該港湾の港湾計画（同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。）に適合することその他の国土交通省令で定める要件に該当するものと認めたる者（以下この条において「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。）である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。

2 6 (略)

(地方公務員法の特例)

第二十条 (略)

2 6 (略)

(出入国管理及び難民認定法の特例)

第二十一条 (略)

2 5 (略)

第二十二条 (略)

2 3 (略)

(農地法の特例)

第二十三條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別

区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き
続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法
（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規
定する農地をいう。以下この条及び第二十九条並びに別
表第十二号において同じ。）その他その効率的な利用を
図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内
閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、
当該認定の日以後は、別表第十二号に掲げる特定事業（
以下この条において「特定法人貸付事業」という。）の
実施主体である地方公共団体（都道府県を除く。）又は
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号
）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人（第二十
九条第二号及び別表第十二号において「農地保有合理化
法人」という。）が、当該構造改革特別区域内にある農
地又は採草放牧地（農地法第二条第一項に規定する採草
放牧地をいう。以下この条及び別表第十二号において同
じ。）について特定法人貸付事業の用に供するため所有
権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合に
は、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2

（略）

3 特定法人貸付事業の実施により特定法人（農業生産法
人以外の法人であつて、前項各号に掲げる要件を満たす
ものをいう。以下この条及び別表第十二号において同じ
。）のために使用貸借による権利又は賃借権が設定され
ている農地並びに特定法人貸付事業の実施主体が特定法
人貸付事業の用に供すべきものとして使用及び収益を目
的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特
定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定さ
れていないものについては、農地法第六条第一項の規定
は、適用しない。

4

（略）

（酒税法の特例）

区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き
続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法
（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規
定する農地をいう。以下この条及び第三十条並びに別
表第十三号において同じ。）その他その効率的な利用を
図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内
閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、
当該認定の日以後は、別表第十三号に掲げる特定事業（
以下この条において「特定法人貸付事業」という。）の
実施主体である地方公共団体（都道府県を除く。）又は
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号
）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人（第三十
条第二号及び別表第十三号において「農地保有合理化法
人」という。）が、当該構造改革特別区域内にある農地又
は採草放牧地（農地法第二条第一項に規定する採草放牧
地をいう。以下この条及び別表第十三号において同じ。
）について特定法人貸付事業の用に供するため所有権又
は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、
農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2

（略）

3 特定法人貸付事業の実施により特定法人（農業生産法
人以外の法人であつて、前項各号に掲げる要件を満たす
ものをいう。以下この条及び別表第十三号において同じ
。）のために使用貸借による権利又は賃借権が設定され
ている農地並びに特定法人貸付事業の実施主体が特定法
人貸付事業の用に供すべきものとして使用及び収益を目
的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特
定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定さ
れていないものについては、農地法第六条第一項の規定
は、適用しない。

4

（略）

（酒税法の特例）

第二十三条

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者（以下この条及び別表第十三号において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第四条第一項に規定するその他の雑酒（米（自ら生産したものに限る。以下この条において同じ。））、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。以下この条及び別表第十三号において「濁酒」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた別表第十三号に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、同法第四条第一項に規定するその他の雑酒の製造免許を申請した場合に、同法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

2 前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が酒税法第四条第一項に規定するその他の雑酒の製造免許を与える場合においては、同法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」と

第二十四条

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者（以下この条及び別表第十四号において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第四条第一項に規定するその他の雑酒（米（自ら生産したものに限る。以下この条において同じ。））、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。以下この条及び別表第十四号において「濁酒」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた別表第十四号に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、同法第四条第一項に規定するその他の雑酒の製造免許を申請した場合に、同法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

2 前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が酒税法第四条第一項に規定するその他の雑酒の製造免許を与える場合においては、同法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」と

あるのは、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第一項に規定する濁酒に限る旨の」とする。

3
(略)

(関税法の特例)
第二十四条 (略)

(老人福祉法の特例)

第二十五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び次条並びに別表第十五号及び第十六号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条及び次条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域（次条において「特定区域」という。）において、

あるのは、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十四条第一項に規定する濁酒に限る旨の」とする。

3
(略)

(関税法の特例)
第二十五条 (略)

(老人福祉法の特例)

第二十六条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び次条並びに別表第十六号及び第十七号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条及び次条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域（次条において「特定区域」という。）において、

厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。））において、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

2
5 2
4 (略)

5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十五条第一項の認可の」と、同項及び附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、」とあるのは「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と、「第四項の認可を」とあるのは「構造改革特別区域法第二十五条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第二

厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。））において、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

2
5 2
4 (略)

5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十六条第一項の認可の」と、同項及び附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、」とあるのは「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と、「第四項の認可を」とあるのは「構造改革特別区域法第二十六条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第二

十五條第一項」と、同法第十六條第四項中「前條第六項」とあるのは「構造改革特別区域法第二十五條第五項の規定により読み替えて適用する第十五條第六項」と、同項、第十九條及び附則第七條中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第十九條第一項及び附則第七條第一項中「第十五條第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第二十五條第一項」と、同法第十九條第二項及び附則第七條第二項中「前項」とあるのは「構造改革特別区域法第二十五條第五項の規定により読み替えて適用する前項」と、同法附則第七條第一項中「第二十條の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十條の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と読み替えるものとする。

2 第二十六條 (略)

(社会保険労務士法の特例)

第二十七條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて第四條第八項の規定による内閣総理大臣の認定(第六條第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士であつて厚生労働省令で定める要件に該当することについて当

十六條第一項」と、同法第十六條第四項中「前條第六項」とあるのは「構造改革特別区域法第二十六條第五項の規定により読み替えて適用する第十五條第六項」と、同項、第十九條及び附則第七條中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第十九條第一項及び附則第七條第一項中「第十五條第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第二十六條第一項」と、同法第十九條第二項及び附則第七條第二項中「前項」とあるのは「構造改革特別区域法第二十六條第五項の規定により読み替えて適用する前項」と、同法附則第七條第一項中「第二十條の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十條の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と読み替えるものとする。

2 第二十七條 (略)

(社会保険労務士法の特例)

第二十八條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて第四條第八項の規定による内閣総理大臣の認定(第六條第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士であつて厚生労働省令で定める要件に該当することについて当

該地方公共 団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六条の規定にかかわらず、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除（別表第十七号において「労働契約の締結等」という。）について当該求職者又は労働者の代理（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する代理を除く。）をすることを業とすることができる。

一・二（略）

2 前項の規定により都道府県労働局長の認定を受けた場合においては、社会保険労務士法第十八条中「第二条」とあるのは、「第二条及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十七条第一項」とする。

3（略）

（研究交流促進法の特例）

第二十八条（略）

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法の特例）

第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、別表第十九号に掲げる特定事業（以下この条において「特例貸付事業」という。）の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が当該構造改革特別区域内にある次に掲げる

該地方公共 団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六条の規定にかかわらず、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除（別表第十八号において「労働契約の締結等」という。）について当該求職者又は労働者の代理（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する代理を除く。）をすることを業とすることができる。

一・二（略）

2 前項の規定により都道府県労働局長の認定を受けた場合においては、社会保険労務士法第十八条中「第二条」とあるのは、「第二条及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十八条第一項」とする。

3（略）

（研究交流促進法の特例）

第二十九条（略）

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法の特例）

第三十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、別表第二十号に掲げる特定事業（以下この条において「特例貸付事業」という。）の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が当該構造改革特別区域内にある次に掲げる

る農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号。以下「特定農地貸付法」という。）第二条第二項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の規定を適用する。この場合において、特定農地貸付法第三条第一項中「地方公共団体又は農業協同組合は、特定農地貸付けを行おうとするときは」とあるのは「特定農地貸付けを行おうとする者は」と、特定農地貸付法第四条第一項中「前条第三項の承認を受けた者が」とあるのは「地方公共団体（都道府県を除く。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十九条に規定する構造改革特別区域内にある農地について同条第二号に規定する特例貸付事業対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受けた者が」と、「取得する場合」とあるのは「取得する場合（同法別表第十九号に掲げる同法第二条第二項に規定する特定事業の同法第四条第二項第四号に掲げる実施主体にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。）」と、「同項の承認」とあるのは「前条第三項の承認」と、同条第二項中「並びに当該承認を受けた者が」とあるのは「特定農地貸付けの用に供されていないもの」とあるのは「特定農地貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団体又は農地保有合理化法人が構造改革特別区域法第二十九条第二号に規定する特例貸付事業対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当

る農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号。以下「特定農地貸付法」という。）第二条第二項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の規定を適用する。この場合において、特定農地貸付法第三条第一項中「地方公共団体又は農業協同組合は、特定農地貸付けを行おうとするときは」とあるのは「特定農地貸付けを行おうとする者は」と、特定農地貸付法第四条第一項中「前条第三項の承認を受けた者が」とあるのは「地方公共団体（都道府県を除く。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十条に規定する構造改革特別区域内にある農地について同条第二号に規定する特例貸付事業対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受けた者が」と、「取得する場合」とあるのは「取得する場合（同法別表第二十号に掲げる同法第二条第二項に規定する特定事業の同法第四条第二項第四号に掲げる実施主体にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。）」と、「同項の承認」とあるのは「前条第三項の承認」と、同条第二項中「並びに当該承認を受けた者が」とあるのは「特定農地貸付けの用に供されていないもの」とあるのは「特定農地貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団体又は農地保有合理化法人が構造改革特別区域法第三十条第二号に規定する特例貸付事業対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該特例

該特例貸付事業対象農地貸付けの用に供されていないもの」と、特定農地貸付法第六条中「承認を受けた者」とあるのは「承認を受けた者（構造改革特別区域法第二十九条第二号に掲げる農地にあつては、当該農地について同号に規定する特例貸付事業対象農地貸付けを行った地方公共団体又は農地保有合理化法人）」とする。

一・二（略）

（大規模小売店舗立地法の特例）

第三十条（略）

257（略）

（アルコール事業法の特例）

第三十一条 地方公共団体が設定する構造改革特別区域又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第二条第二項に規定する副産物をいう。）であつて主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものであるものとして再生資源（同法第二条第四項に規定する再生資源をいう。別表第二十一号において同じ。）として利用して、当該構造改革特別区域において製造事業者（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第二条第一項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。別表第二十一号において同じ。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第九条、第十条、第二章第三節及び第四節並びに第三十五条から第三十七条までの規定は、適用しな

貸付事業対象農地貸付けの用に供されていないもの」と、特定農地貸付法第六条中「承認を受けた者」とあるのは「承認を受けた者（構造改革特別区域法第三十条第二号に掲げる農地にあつては、当該農地について同号に規定する特例貸付事業対象農地貸付けを行った地方公共団体又は農地保有合理化法人）」とする。

一・二（略）

（大規模小売店舗立地法の特例）

第三十一条（略）

257（略）

（アルコール事業法の特例）

第三十二条 地方公共団体が設定する構造改革特別区域又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第二条第二項に規定する副産物をいう。）であつて主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものであるものとして再生資源（同法第二条第四項に規定する再生資源をいう。別表第二十二号において同じ。）として利用して、当該構造改革特別区域において製造事業者（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第二条第一項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。別表第二十二号において同じ。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第九条、第十条、第二章第三節及び第四節並びに第三十五条から第三十七条までの規定は、適用しな

い。

第五章 構造改革特別区域推進本部

(設置)

第三十二条 (略)

(所掌事務)

第三十三条 (略)

(組織)

第三十四条 (略)

(構造改革特別区域推進本部長)

第三十五条 (略)

2 (略)

(構造改革特別区域推進副本部長)

第三十六条 (略)

2 (略)

(構造改革特別区域推進本部員)

第三十七条 (略)

2 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十八条 (略)

2 (略)

(事務)

第三十九条 (略)

(主任の大臣)

い。

第五章 構造改革特別区域推進本部

(設置)

第三十三条 (略)

(所掌事務)

第三十四条 (略)

(組織)

第三十五条 (略)

(構造改革特別区域推進本部長)

第三十六条 (略)

2 (略)

(構造改革特別区域推進副本部長)

第三十七条 (略)

2 (略)

(構造改革特別区域推進本部員)

第三十八条 (略)

2 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十九条 (略)

2 (略)

(事務)

第四十条 (略)

(主任の大臣)

第四十条 (略)

(政令への委任)
第四十一条 (略)

第六章 雑則

(規制の特例措置の見直し)

第四十二条 (略)

2 (略)

(主務省令)
第四十三条 (略)

(命令への委任)
第四十四条 (略)

附則

(経過措置)
第四条 第三十条第一項の構造改革特別区域に係る認定前にした大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 (略)

番号	事業の名称	関係条項
一〇七	(略)	(略)

第四十一条 (略)

(政令への委任)
第四十二条 (略)

第六章 雑則

(規制の特例措置の見直し)

第四十三条 (略)

2 (略)

(主務省令)
第四十四条 (略)

(命令への委任)
第四十五条 (略)

附則

(経過措置)
第四条 第三十一条第一項の構造改革特別区域に係る認定前にした大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 (略)

番号	事業の名称	関係条項
一〇七	(略)	(略)

							八	特定埠頭運営効率化推進事業	第十八条
							九	地方公務員に係る臨時的任用事業	第十九条
							十	外国人研究者受入れ促進事業	第二十条
							十一	外国人情報処理技術者受入れ促進事業	第二十一条
							十二	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業	第二十二条
							十三	特定農業者による濁酒の製造事業	第二十三条
							十四	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	第二十四条
							十五	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	第二十五条

							八	屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業	第十八条
							九	特定埠頭運営効率化推進事業	第十九条
							十	地方公務員に係る臨時的任用事業	第二十条
							十一	外国人研究者受入れ促進事業	第二十一条
							十二	外国人情報処理技術者受入れ促進事業	第二十二条
							十三	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業	第二十三条
							十四	特定農業者による濁酒の製造事業	第二十四条
							十五	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	第二十五条
							十六	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	第二十六条

十六	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	第二十六条
十七	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	第二十七条
十八	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	第二十八条
十九	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	第二十九条
二十	中心市街地における商業の活性化事業	第三十条
二十一	再生資源を利用したアルコール製造事業	第三十一条
二十二	前各号に掲げるもののほか、政令又は主務省令で定める事業	

十七	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	第二十七条
十八	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	第二十八条
十九	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	第二十九条
二十	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	第三十条
二十一	中心市街地における商業の活性化事業	第三十一条
二十二	再生資源を利用したアルコール製造事業	第三十二条
二十三	前各号に掲げるもののほか、政令又は主務省令で定める事業	